

高知県商工団体連合会 NO.797(49-32)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/

このニュースはホームページでもご覧になれます

# 高商連ニュース

## 自主計算・自主申告の推進、仲間増やしで集まって話し合い、知恵と力を出し合おう

### ■春の運動・拡大状況 (1/21)

	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	2	0	0	0	0	2
香美郡	13	2	2	0	0	10
南国	7	0	0	0	0	5
高知	14	0	2	1	0	6
仁淀川	0	0	1	0	0	0
須崎	3	0	0	0	0	2
中村	4	0	0	0	0	4
計	43	2	5	1	0	29

成果会員:読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

### 四国の拡大競争の高知県連の順位

読者1位、会員3位、共済2位、婦人2位

**読者拡大率全国トップ**

高知県連は、会員比の読者拡大率で、2週連続全国トップとなっております。(引き続き頑張りましょう)

中村民商では、共産党の新年会で船口会長が壇上から商工新聞の購読を訴え、役員・事務局員が「この人は」という方に声をかけ、3人の読者を拡大。谷田道子市議(会員・元民商事務局長)も、親戚の方を読者にしました。

安芸民商では、20日の室戸の「な」でも相談会」で、息子さんの事業の税金相談に来た方が読者になりました。

高知民商は、21日に統一行動を行い、読者4人と婦人部員1人を拡大しました。

香美郡民商では、香南市議選に新たに立候補する方に、馴田文雄市議(民商理事)が入会を勧めました。新規開業したウナギ屋さんに、役員が訪問。入会にはなりませんでしたが読者になっていただきました。美味しいうなぎ料理も堪能しました。

仁淀川民商では、スマホ教室に参加した会外の方が読者になりました。(左表には反映されていません)

### 倉敷民商弾圧事件・禰屋高裁判決「破棄差戻し」

判決言い渡し当日(1/13)、高速バスで岡山へ。裁判所(広島高裁岡山支部)前では、禰屋さんを中心に支援者が横断間を掲げ、宣伝行動をしていました。



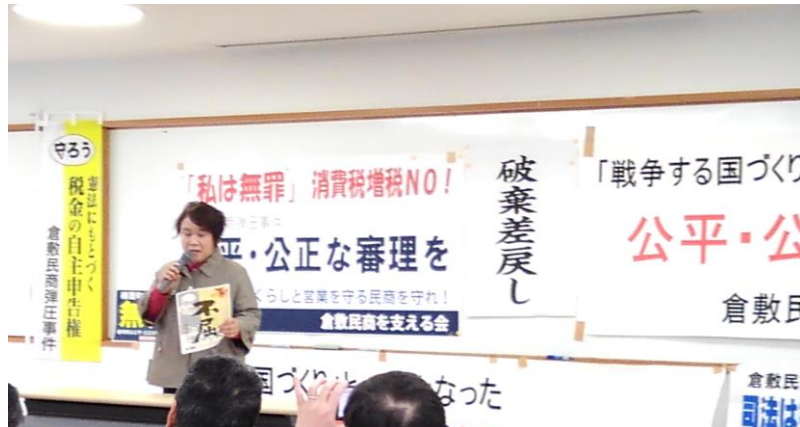
私は傍聴券抽選の時間に間に合わなかったため、傍聴することはできず、弁護団の方も「どんな判決になるかわかりません。冷静に判決を受け止めましょう」と言っていたので、ハラハラドキドキしながら待機。

裁判所玄関から、「破棄差戻し」の垂幕を持って出てきた時は、大きな拍手が沸き起こり、中には涙する人も。

その後、近くの弁護士会館で報告会。会場いっぱいの200人の支援者。禰屋さんが入ってくると大喝采が。弁護士から、判決内容の説明・解説がなされました。

弁護団のお一人は、「野球に例えると、9回裏2アウトからタイムリーヒットで同点にし、延長戦に入ったところ。闘いは最高裁まで行きます。短くても3年。今まで以上のみなさんの大きな支援で勝利しましょう」と訴えられました。

禰屋町子さん、「皆さんの支援があったから、ここまで戦って来られました。本音を言えば『無罪判決』が欲しかった。今まで以上の支援をお願いします」と、安堵の中にも戦う決意を新たにされていました。(高商連事務局長・入江博孝)



### 弁護団声明

- 1 本日、禰屋町子さんに対する税理士法違反・法人税法違反幫助被告事件について、広島高等裁判所岡山支部第1部(長井秀典裁判長)は、岡山地方裁判所の第一審判決を破棄し、差し戻す判決を言い渡した。まずもって、本判決が不当な第一審の岡山地方裁判所の判決(江見健一裁判長)を破棄したことを高く評価したい。
- 2 そもそも、本件は、不当にも第一審の岡山地方裁判所が、検察官に対して法人税法違反幫助について木嶋査察官の作成した査察官報告書を鑑定書に準ずる書面として提出することを懲憊したうえ、これに証拠能力を認め、有罪判決を言い渡した事件である。
- 3 しかし、本判決は、第一審判決が木嶋査察官報告書を鑑定書に準ずる書面として法人税法違反幫助の事実認定に用いたことについて、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があると断じた。その理由として、①本件の査察官報告書は税法上の特別の知識を用いて作成されたものではない、②簿記会計の専門的知識に基づいて作成されたものでもない、③一部の書面について法廷で作成の真正を証言した木嶋査察官と異なる者が作成しており証拠能力が認められないと判示した。
- 4 その上で、本判決は、第一審での検察官の立証が適切な争点整理を経ずに行われたものであることを厳しく指摘している。起訴直後から弁護団は綿密な争点整理によって争点を絞ったうえで審理するよう求めてきた。しかし、検察官も第一審岡山地方裁判所も争点整理を行うことなく審理した結果、本判決が厳しく指摘したような違法な判決にいたったものである。本判決が差し戻し後の審理のあり方にまで立ち入って判断したことはいかに不当で杜撰な審理が行われたかを如実に示すものである。
- 5 弁護団は、検察に対し、本判決を真摯に受け止め上告することのないよう厳重に要求する。さらに、これ以上禰屋町子さんに不当な審理への応訴を強いることがないように、直ちに公訴の取下げを求める。
- 6 闘いはまだ続く。これまでのご支援に感謝するとともに、引き続き、さらなるご支援をお願いする次第である。

2018年1月12日

倉敷民商弾圧事件弁護団